

静岡県が管理する県道の構造の技術的基準を定める規則

静岡県が管理する県道に設ける道路標識の寸法を定める規則

静岡県移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める規則

---

目次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| ・ 静岡県が管理する県道の構造の技術的基準を定める規則         | 2  |
| ・ 静岡県が管理する県道に設ける道路標識の寸法を定める規則       | 19 |
| ・ 静岡県移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める規則 | 29 |

(注)  
この規則は、

- |                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ (仮称) 県道の構造の技術的基準を定める規則 (案)</li><li>・ (仮称) 県道に設ける道路標識の寸法に関する規則 (案)</li><li>・ (仮称) 移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める規則 (案)</li></ul> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

に対し、平成24年2月9日から29日までに意見募集手続きを実施した結果を踏まえたものです。

静岡県が管理する県道の構造の技術的基準を定める規則をここに公布する。

平成24年 3 月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

# 静岡県規則第32号

## 静岡県が管理する県道の構造の技術的基準を定める規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年静岡県条例第26号）第 2 条の規定に基づき、県が管理する県道（以下「道路」という。）を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(車線等)

第 3 条 車道（副道、停車帯その他道路構造令施行規則（昭和46年建設省令第 7 号。以下「令施行規則」という。）第 2 条で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第 3 種第 5 級又は第 4 種第 4 級の道路にあっては、この限りでない。

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量の欄に掲げる値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、2 とする。

| 区 分                                                  |       | 地 形   | 設 計 基 準 交 通 量<br>(単位 1 日につき台) |
|------------------------------------------------------|-------|-------|-------------------------------|
| 第 1 種                                                | 第 2 級 | 平 地 部 | 14,000                        |
|                                                      | 第 3 級 | 平 地 部 | 14,000                        |
|                                                      |       | 山 地 部 | 10,000                        |
|                                                      | 第 4 級 | 平 地 部 | 13,000                        |
|                                                      |       | 山 地 部 | 9,000                         |
| 第 3 種                                                | 第 2 級 | 平 地 部 | 9,000                         |
|                                                      | 第 3 級 | 平 地 部 | 8,000                         |
|                                                      |       | 山 地 部 | 6,000                         |
|                                                      | 第 4 級 | 平 地 部 | 8,000                         |
|                                                      |       | 山 地 部 | 6,000                         |
| 第 4 種                                                | 第 1 級 |       | 12,000                        |
|                                                      | 第 2 級 |       | 10,000                        |
|                                                      | 第 3 級 |       | 9,000                         |
| 交差点の多い第 4 種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。 |       |       |                               |

- 3 前項に規定する道路以外の道路（第2種の道路で対向車線を設けないもの並びに第3種第5級及び第4種第4級の道路を除く。）の車線の本数は4以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数）、第2種の道路で対向車線を設けないものの車線の本数は2以上とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

| 区 分                                                              |       | 地 形   | 1車線当たりの設計基準交通量<br>(単位 1日につき台) |
|------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------------------------------|
| 第 1 種                                                            | 第 2 級 | 平 地 部 | 12,000                        |
|                                                                  |       | 山 地 部 | 9,000                         |
|                                                                  | 第 3 級 | 平 地 部 | 11,000                        |
|                                                                  |       | 山 地 部 | 8,000                         |
|                                                                  | 第 4 級 | 平 地 部 | 11,000                        |
|                                                                  |       | 山 地 部 | 8,000                         |
| 第 2 種                                                            | 第 1 級 |       | 18,000                        |
|                                                                  | 第 2 級 |       | 17,000                        |
| 第 3 種                                                            | 第 2 級 | 平 地 部 | 9,000                         |
|                                                                  |       | 山 地 部 | 7,000                         |
|                                                                  | 第 3 級 | 平 地 部 | 8,000                         |
|                                                                  |       | 山 地 部 | 6,000                         |
|                                                                  | 第 4 級 | 山 地 部 | 5,000                         |
| 第 4 種                                                            | 第 1 級 |       | 12,000                        |
|                                                                  | 第 2 級 |       | 10,000                        |
|                                                                  | 第 3 級 |       | 10,000                        |
| 交差点の多い第4種の道路については、この表の1車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗じた値を1車線当たりの設計基準交通量とする。 |       |       |                               |

- 4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第1種第2級、第3種第2級又は第4種第1級の普通道路にあつては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値、第1種第2級若しくは第3級の小型道路又は第2種第1級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から0.25メートルを減じた値とすることができる。

| 区 分   |       | 車線の幅員 (単位 メートル) |
|-------|-------|-----------------|
| 第 1 種 | 第 2 級 | 3.5             |
|       | 第 3 級 | 普 通 道 路<br>3.5  |
|       |       | 小 型 道 路<br>3.25 |
|       | 第 4 級 | 普 通 道 路<br>3.25 |

|       |                     |         |      |
|-------|---------------------|---------|------|
|       |                     | 小 型 道 路 | 3    |
| 第 2 種 | 第 1 級               | 普 通 道 路 | 3.5  |
|       |                     | 小 型 道 路 | 3.25 |
|       | 第 2 級               | 普 通 道 路 | 3.25 |
|       |                     | 小 型 道 路 | 3    |
| 第 3 種 | 第 2 級               | 普 通 道 路 | 3.25 |
|       |                     | 小 型 道 路 | 2.75 |
|       | 第 3 級               | 普 通 道 路 | 3    |
|       |                     | 小 型 道 路 | 2.75 |
|       | 第 4 級               |         | 2.75 |
| 第 4 種 | 第 1 級               | 普 通 道 路 | 3.25 |
|       |                     | 小 型 道 路 | 2.75 |
|       | 第 2 級<br>及<br>第 3 級 | 普 通 道 路 | 3    |
|       |                     | 小 型 道 路 | 2.75 |

- 5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭<sup>さく</sup>窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(車線の分離等)

- 第4条 第1種又は第2種の道路(対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。)の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数<sup>さう</sup>が4以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。
- 2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数(登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。)が3以下である第1種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。
- 3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。
- 4 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

| 区 分   |       | 中央帯の幅員(単位 メートル) |      |
|-------|-------|-----------------|------|
| 第 1 種 | 第 2 級 | 4.5             | 2    |
|       | 第 3 級 | 3               | 1.5  |
|       | 第 4 級 |                 |      |
| 第 2 種 | 第 1 級 | 2.25            | 1.5  |
|       | 第 2 級 | 1.75            | 1.25 |

|       |       |      |   |
|-------|-------|------|---|
| 第 3 種 | 第 2 級 | 1.75 | 1 |
|       | 第 3 級 |      |   |
|       | 第 4 級 |      |   |
| 第 4 種 | 第 1 級 | 1    |   |
|       | 第 2 級 |      |   |
|       | 第 3 級 |      |   |

5 中央帯には、側帯を設けるものとする。

6 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値とするものとする。ただし、第4項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

| 区 分   |       | 中央帯に設ける側帯の幅員（単位メートル） |      |
|-------|-------|----------------------|------|
| 第 1 種 | 第 2 級 | 0.75                 | 0.25 |
|       | 第 3 級 | 0.5                  |      |
|       | 第 4 級 |                      |      |
| 第 2 種 |       | 0.5                  | 0.25 |
| 第 3 種 | 第 2 級 | 0.25                 |      |
|       | 第 3 級 |                      |      |
|       | 第 4 級 |                      |      |
| 第 4 種 | 第 1 級 | 0.25                 |      |
|       | 第 2 級 |                      |      |
|       | 第 3 級 |                      |      |

7 分離帯には、さくその他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

8 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

9 同方向の車線の数が1である第1種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。

（副道）

第5条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

（路肩）

第6条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない

箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

| 区                         |                                 | 分       | 車道の左側に設ける路肩の幅員<br>( 単位   メートル) |      |
|---------------------------|---------------------------------|---------|--------------------------------|------|
| 第   1   種                 | 第   2   級                       | 普 通 道 路 | 2.5                            | 1.75 |
|                           |                                 | 小 型 道 路 | 1.25                           |      |
|                           | 第   3   級<br>及   び<br>第   4   級 | 普 通 道 路 | 1.75                           | 1.25 |
|                           |                                 | 小 型 道 路 | 1                              |      |
| 第           2           種 |                                 | 普 通 道 路 | 1.25                           |      |
|                           |                                 | 小 型 道 路 | 1                              |      |
| 第   3   種                 | 第 2 級から<br>第 4 級まで              | 普 通 道 路 | 0.75                           | 0.5  |
|                           |                                 | 小 型 道 路 | 0.5                            |      |
|                           | 第           5           級       |         | 0.5                            |      |
| 第           4           種 |                                 |         | 0.5                            |      |

- 3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第 1 種の道路であって同方向の車線の数が 1 であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長さ 100メートル以上のトンネル、長さ 50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であって、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

| 区 分                 |      | 車道の左側に設ける路肩の幅員<br>(単位 メートル) |      |
|---------------------|------|-----------------------------|------|
| 第 2 級<br>及<br>第 3 級 | 普通道路 | 2.5                         | 1.75 |
|                     | 小型道路 | 1.25                        |      |
| 第 4 級               | 普通道路 | 2.5                         | 2    |
|                     | 小型道路 | 1.25                        |      |

- 4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

| 区 分       |                                     |         | 車道の右側に設ける路肩の幅員<br>( 単位   メートル) |
|-----------|-------------------------------------|---------|--------------------------------|
| 第   1   種 | 第   2   級                           | 普 通 道 路 | 1.25                           |
|           |                                     | 小 型 道 路 | 0.75                           |
|           | 第   3   級<br>及       び<br>第   4   級 | 普 通 道 路 | 0.75                           |
|           |                                     | 小 型 道 路 | 0.5                            |
| 第   2   種 |                                     | 普 通 道 路 | 0.75                           |
|           |                                     | 小 型 道 路 | 0.5                            |

|   |   |   |     |
|---|---|---|-----|
| 第 | 3 | 種 | 0.5 |
| 第 | 4 | 種 | 0.5 |

5 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩（第3項本文に規定する路肩を除く。）又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩（同項本文に規定する路肩を除く。）の幅員は、第1種第2級の道路にあっては1メートルまで、第1種第3級又は第4級の道路にあっては0.75メートルまで、第3種（第5級を除く。）の普通道路にあっては0.5メートルまで縮小することができる。

6 副道に接続する路肩については、第2項の表第3種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄中「0.75」とあるのは、「0.5」とし、第2項ただし書の規定は適用しない。

7 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあっては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。

8 第1種又は第2種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。

9 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、普通道路にあっては次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値と、小型道路にあっては0.25メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

| 区 分   |       | 路肩に設ける側帯の幅員<br>(単位 メートル) |      |
|-------|-------|--------------------------|------|
| 第 1 種 | 第 2 級 | 0.75                     | 0.5  |
|       | 第 3 級 | 0.5                      | 0.25 |
|       | 第 4 級 |                          |      |
| 第 2 種 | 第 1 級 | 0.5                      |      |
|       | 第 2 級 |                          |      |

10 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

11 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第4項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

（停車帯）

第7条 第4種（第4級を除く。）の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

（軌道敷）

第8条 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

| 単 線 又 は 複 線 の 別 | 軌道敷の幅員（単位 メートル） |
|-----------------|-----------------|
| 単 線             | 3               |
| 複 線             | 6               |

（自転車道）

第9条 自動車及び自転車の交通が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通が多い第3種若しくは第4種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（自転車歩行者道）

第10条 自動車の交通が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通が多い道路にあっては4メートル以上、その他の道路にあっては3メートル以上とするものとする。

3 横断歩道橋等又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩道）

第11条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第3種又は第4種第4級の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上とする。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあっては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては2メートル、並木を設ける場合にあっては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあっては1メートル、その他の場合にあっては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩行者の滞留の用に供する部分）

第12条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

（積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員）

第13条 積雪地域に存する道路の中央帯、路肩、自転車歩行者道及び歩道の幅員は、除雪を勘案して定めるものとする。

（植樹帯）

第14条 第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

(1) 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

(2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

（設計速度）

第15条 道路（副道を除く。）の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

| 区 分   |       | 設計速度（単位 1時間につきキロメートル） |    |
|-------|-------|-----------------------|----|
| 第 1 種 | 第 2 級 | 100                   | 80 |
|       | 第 3 級 | 80                    | 60 |
|       | 第 4 級 | 60                    | 50 |

|       |       |           |        |
|-------|-------|-----------|--------|
| 第 2 種 | 第 1 級 | 80        | 60     |
|       | 第 2 級 | 60        | 50又は40 |
| 第 3 種 | 第 2 級 | 60        | 50又は40 |
|       | 第 3 級 | 60、50又は40 | 30     |
|       | 第 4 級 | 50、40又は30 | 20     |
|       | 第 5 級 | 40、30又は20 |        |
| 第 4 種 | 第 1 級 | 60        | 50又は40 |
|       | 第 2 級 | 60、50又は40 | 30     |
|       | 第 3 級 | 50、40又は30 | 20     |
|       | 第 4 級 | 40、30又は20 |        |

2 副道の設計速度は、1時間につき、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとする。

（車道の屈曲部）

第16条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間又は第34条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

（曲線半径）

第17条 車道の曲線部の曲線半径は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

| 設計速度（単位 1時間につきキロメートル） | 曲線半径（単位 メートル） |     |
|-----------------------|---------------|-----|
| 100                   | 460           | 380 |
| 80                    | 280           | 230 |
| 60                    | 150           | 120 |
| 50                    | 100           | 80  |
| 40                    | 60            | 50  |
| 30                    | 30            |     |
| 20                    | 15            |     |

（曲線部の片勾配）

第18条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分及び当該道路の存する地域の積雪寒冷の度に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値（第3種の道路で自転車道等を設けないものにあつては、6パーセント）以下で適切な値の片勾配を附するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を附さないことができる。

| 区 分     | 道路の存する地域 |         | 最大片勾配<br>（単位 パーセント） |
|---------|----------|---------|---------------------|
| 第1種、第2種 | 積雪寒冷地域   | 積雪寒冷の度が | 6                   |

|           |             |             |    |
|-----------|-------------|-------------|----|
| 及 び 第 3 種 |             | はなはだしい地域    |    |
|           |             | そ の 他 の 地 域 | 8  |
|           | そ の 他 の 地 域 |             | 10 |
| 第 4 種     |             |             | 6  |

（曲線部の車線等の拡幅）

第19条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあっては、車道）を適切に拡幅するものとする。ただし、第2種及び第4種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（緩和区間）

第20条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第4種の道路の車道の屈曲部にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 車道の曲線部において片勾配を附し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。
- 3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。

| 設 計 速 度<br>（単位 1時間につきキロメートル） | 緩和区間の長さ（単位 メートル） |
|------------------------------|------------------|
| 100                          | 85               |
| 80                           | 70               |
| 60                           | 50               |
| 50                           | 40               |
| 40                           | 35               |
| 30                           | 25               |
| 20                           | 20               |

（視距等）

第21条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

| 設 計 速 度<br>（単位 1時間につきキロメートル） | 視 距（単位 メートル） |
|------------------------------|--------------|
| 100                          | 160          |
| 80                           | 110          |
| 60                           | 75           |
| 50                           | 55           |
| 40                           | 40           |
| 30                           | 30           |
| 20                           | 20           |

- 2 車線の数が2である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

（縦断勾配）

第22条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

| 区 分                      |         | 設 計 速 度<br>(単位 1時間につき<br>キロメートル) | 縦 断 勾 配<br>(単位 パーセント) |    |
|--------------------------|---------|----------------------------------|-----------------------|----|
| 第 1 種、第 2 種<br>及 び 第 3 種 | 普 通 道 路 | 100                              | 3                     | 6  |
|                          |         | 80                               | 4                     | 7  |
|                          |         | 60                               | 5                     | 8  |
|                          |         | 50                               | 6                     | 9  |
|                          |         | 40                               | 7                     | 10 |
|                          |         | 30                               | 8                     | 11 |
|                          |         | 20                               | 9                     | 12 |
|                          | 小 型 道 路 | 100                              | 4                     | 6  |
|                          |         | 80                               | 7                     |    |
|                          |         | 60                               | 8                     |    |
|                          |         | 50                               | 9                     |    |
|                          |         | 40                               | 10                    |    |
|                          |         | 30                               | 11                    |    |
|                          |         | 20                               | 12                    |    |
| 第 4 種                    | 普 通 道 路 | 60                               | 5                     | 7  |
|                          |         | 50                               | 6                     | 8  |
|                          |         | 40                               | 7                     | 9  |
|                          |         | 30                               | 8                     | 10 |
|                          |         | 20                               | 9                     | 11 |
|                          | 小 型 道 路 | 60                               | 8                     |    |
|                          |         | 50                               | 9                     |    |
|                          |         | 40                               | 10                    |    |
|                          |         | 30                               | 11                    |    |
|                          |         | 20                               | 12                    |    |

- 2 歩道又は自転車道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、接続する車道の縦断勾配の値以下とすることができる。
- （登坂車線）

第23条 普通道路の縦断勾配が5パーセント（普通道路で設計速度が1時間につき100キロメートルであるものにあっては、3パーセント）を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、3メートルとするものとする。

（縦断曲線）

第24条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第4種第1級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

| 設 計 速 度<br>(単位 1時間につきキロメートル) | 縦断曲線の曲線形 | 縦断曲線の半径<br>(単位 メートル) |
|------------------------------|----------|----------------------|
| 100                          | 凸 形 曲 線  | 6,500                |
|                              | 凹 形 曲 線  | 3,000                |
| 80                           | 凸 形 曲 線  | 3,000                |
|                              | 凹 形 曲 線  | 2,000                |
| 60                           | 凸 形 曲 線  | 1,400                |
|                              | 凹 形 曲 線  | 1,000                |
| 50                           | 凸 形 曲 線  | 800                  |
|                              | 凹 形 曲 線  | 700                  |
| 40                           | 凸 形 曲 線  | 450                  |
|                              | 凹 形 曲 線  | 450                  |
| 30                           | 凸 形 曲 線  | 250                  |
|                              | 凹 形 曲 線  | 250                  |
| 20                           | 凸 形 曲 線  | 100                  |
|                              | 凹 形 曲 線  | 100                  |

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

| 設 計 速 度<br>(単位 1時間につきキロメートル) | 縦断曲線の長さ<br>(単位 メートル) |
|------------------------------|----------------------|
| 100                          | 85                   |
| 80                           | 70                   |
| 60                           | 50                   |
| 50                           | 40                   |
| 40                           | 35                   |
| 30                           | 25                   |
| 20                           | 20                   |

（舗装）

第25条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成13年国土交通省令第103号）で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3 第4種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 歩道又は自転車道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道又は自転車道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。（横断勾配）

第26条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を附する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を附するものとする。

| 路面の種類                | 横断勾配（単位 パーセント） |
|----------------------|----------------|
| 前条第2項に規定する基準に適合する舗装道 | 1.5以上          |
|                      | 2以下            |
| その他                  | 3以上            |
|                      | 5以下            |

2 歩道又は自転車道等の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第4項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

3 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を附さず、又は縮小することができる。

（合成勾配）

第27条 合成勾配は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

| 設計速度<br>（単位 1時間につきキロメートル） | 合成勾配<br>（単位 パーセント） |
|---------------------------|--------------------|
| 100                       | 10                 |
| 80                        | 10.5               |
| 60                        |                    |
| 50                        |                    |

|  |    |      |
|--|----|------|
|  | 40 | 11.5 |
|  | 30 |      |
|  | 20 |      |

2 積雪寒冷の度がはなはだしい地域に存する道路にあっては、合成勾配は、8パーセント以下とするものとする。

（排水施設）

第28条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠<sup>きょ</sup>、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

（平面交差又は接続）

第29条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交会させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、第4種第1級の普通道路にあっては3メートルまで、第4種第2級又は第3級の普通道路にあっては2.75メートルまで、第4種の小型道路にあっては2.5メートルまで縮小することができる。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあっては3メートル、小型道路にあっては2.5メートルを標準とするものとする。

5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

（立体交差）

第30条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、連結路を設けるものとする。

4 連結路については、令第12条の規定並びに第3条から第6条まで、第15条、第17条、第18条、第20条から第22条まで、第24条及び第27条の規定は、適用しない。

（鉄道等との平面交差）

第31条 道路が鉄道等と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。

(1) 交差角は、45度以上とすること。

(2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

- (3) 見とおし区間の長さは、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

| 踏切道における鉄道等の車両の最高速度<br>(単位 1時間につきキロメートル) | 見とおし区間の長さ<br>(単位 メートル) |
|-----------------------------------------|------------------------|
| 50未満                                    | 110                    |
| 50以上<br>70未満                            | 160                    |
| 70以上<br>80未満                            | 200                    |
| 80以上<br>90未満                            | 230                    |
| 90以上<br>100未満                           | 260                    |
| 100以上<br>110未満                          | 300                    |
| 110以上                                   | 350                    |

(待避所)

第32条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

- (1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。
- (2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。
- (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、さく、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で令施行規則第3条で定めるものを設けるものとする。

(凸部、<sup>さく</sup>狭窄部等)

第34条 第4種第4級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に<sup>さく</sup>狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)

第35条 歩道又は自転車道等に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第36条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設を設けるものとする。

(防雪施設その他の防護施設)

第37条 なだれ、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施

設その他これらに類する施設で令施行規則第4条で定めるものを設けるものとする。

- 2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、さく、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第38条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

- 2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。
- 3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第39条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の構造の基準に関し必要な事項は、令施行規則第5条によるものとする。

(附帯工事等の特例)

第40条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、令第4条及び第12条の規定並びに第3条から前条までの規定(第6条、第15条、第16条、第26条、第28条、第33条及び第37条を除く。)による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(区分が変更される道路の特例)

第41条 道路の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町道とする計画がある場合において、当該道路を当該市町道とすることにより令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、令第3条第4項及び第5項、第4条並びに第12条の規定並びに第3条、第4条第1項、第4項及び第6項、第6条第2項から第6項まで、第9項及び第11項、第7条第1項、第10条第3項、第11条第1項、第2項及び第4項、第14条第1項、第15条第1項、第18条、第19条、第20条第1項、第22条、第24条第2項、第25条第3項、第29条第3項、第32条並びに第34条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該道路の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

第42条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第4項から第6項まで、第5条、第7条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

- 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第3条、第4条第4項から第6項まで、第5条、第6条第2項、第7条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第44条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第43条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。

- 2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。
- 3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、令第3条、第4条、第12条並びに第35条第2項及び第3項の規定並びに第3条から第41条まで及び前条第1項の規定(自転車歩行者専用道路にあっては、第12条を除く。)は、適用しない。

(歩行者専用道路)

第44条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

- 2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 4 歩行者専用道路については、令第3条、第4条、第12条並びに第35条第2項及び第3項の規定並びに第3条から第11条まで、第13条から第41条まで及び第42条第1項の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

静岡県が管理する県道に設ける道路標識の寸法を定める規則をここに公布する。

平成24年 3 月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

静岡県規則第33号

静岡県が管理する県道に設ける道路標識の寸法を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例(平成24年静岡県条例第26号)第3条の規定に基づき、県が管理する県道(以下「道路」という。)に設ける道路標識のうち、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「省令」という。)第3条の2の規定により条例で寸法を定めることとされた道路標識(以下「道路標識」という。)の寸法を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則で使用する用語は、省令で使用する用語の例による。

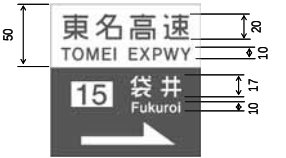
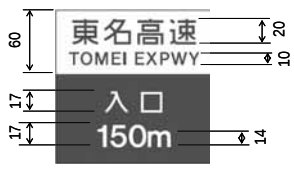
(道路標識の寸法)

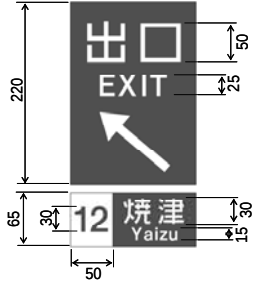
第3条 道路標識の寸法は、別表に定めるものとする。

附 則

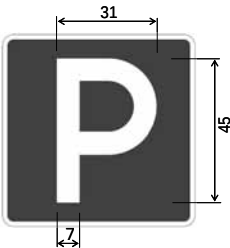
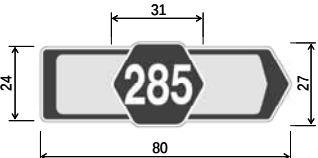
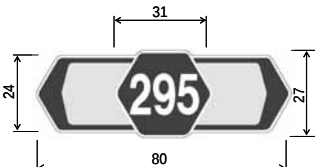
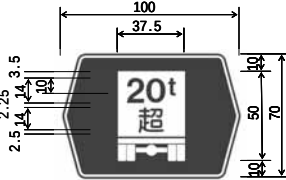
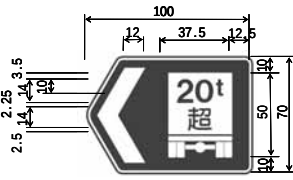
この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

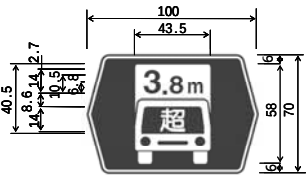
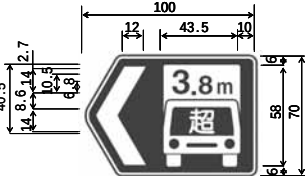
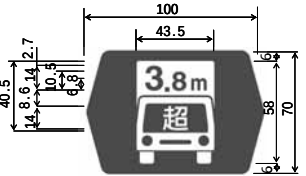
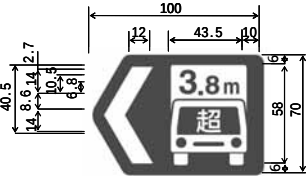
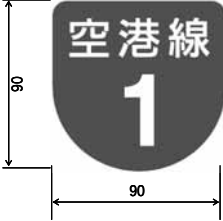
## 別表

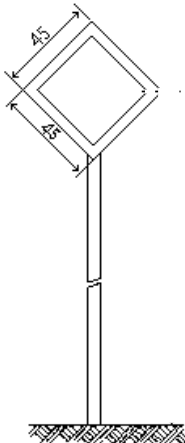
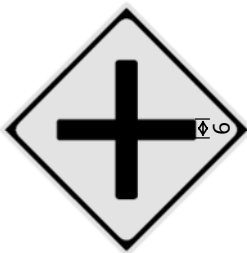
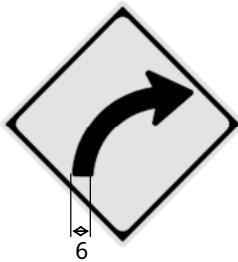
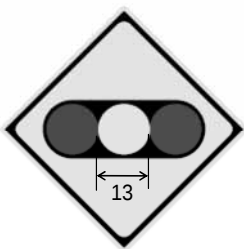
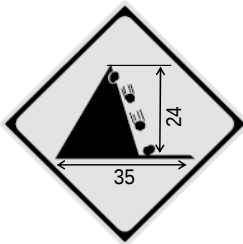
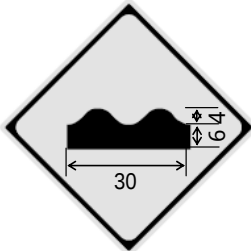
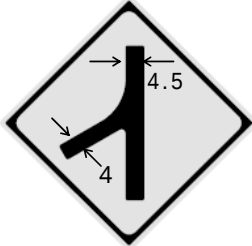
|  |    |                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                            |
|--|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 種類 | 都府県                                                                                                                                                  | 入口の方向                                                                                                                                                                                                         | 入口の方向                                                                                                                                                      |
|  | 番号 | ( 102 - B )                                                                                                                                          | ( 103 - A )                                                                                                                                                                                                   | ( 103 - B )                                                                                                                                                |
|  | 標識 |  <p>静岡県<br/>Shizuoka Pref.</p> <p>( 120 × 200 )</p>                 |  <p>無料 FREE ROAD<br/>伊豆縦貫道<br/>IZU JUKAN</p> <p>( 120 × 120 )</p>                                                           |  <p>東名高速<br/>TOMEI EXPWY<br/>15 袋井<br/>Fukuroi</p> <p>( 120 × 120 )</p> |
|  | 種類 | 入口の予告                                                                                                                                                | 方面及び距離                                                                                                                                                                                                        | 方面及び車線                                                                                                                                                     |
|  | 番号 | ( 104 )                                                                                                                                              | ( 106 - B )                                                                                                                                                                                                   | ( 107 - A )                                                                                                                                                |
|  | 標識 |  <p>東名高速<br/>TOMEI EXPWY<br/>入口<br/>150m</p> <p>( 120 × 120 )</p> |  <p>12 島田金谷 11 km<br/>Shimada-Kanaya<br/>13 森掛川 28 km<br/>Mori-kakegawa<br/>東名 名古屋 138 km<br/>TOMEI Nagoya</p> <p>370</p> |  <p>沼津<br/>Numazu</p> <p>( 180 × 210 )</p>                            |
|  | 種類 | 方面及び車線                                                                                                                                               | 方面及び方向                                                                                                                                                                                                        | 方面及び方向                                                                                                                                                     |
|  | 番号 | ( 107 - B )                                                                                                                                          | ( 108 の 2 - D )                                                                                                                                                                                               | ( 108 の 2 - E )                                                                                                                                            |
|  | 標識 |  <p>本線<br/>THRU TRAFFIC</p> <p>( 140 × 250 )</p>                  |  <p>本線<br/>THRU TRAFFIC</p> <p>( 140 × 320 )</p>                                                                          |  <p>沼津<br/>Numazu</p> <p>( 120 × 200 )</p>                            |

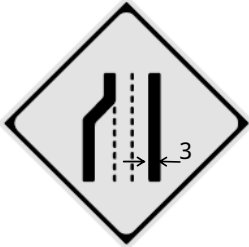
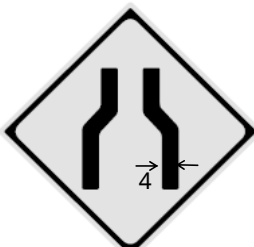
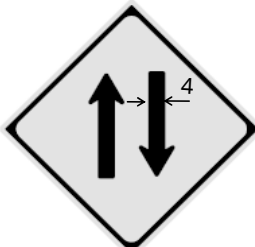
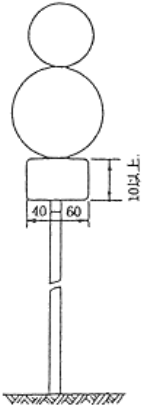
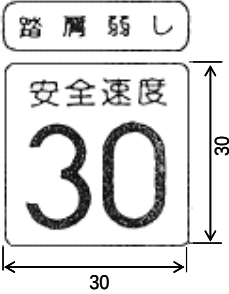
| 種類 | 出口の予告                                                                                                    | 方面及び出口の予告                                                                                                 | 方面及び出口の予告                                                                                                  |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 番号 | ( 109 )                                                                                                  | ( 110 - A )                                                                                               | ( 110 - B )                                                                                                |
| 標識 |  <p>( 150 × 450 )</p>   |  <p>( 270 × 350 )</p>   |  <p>( 200 × 320 )</p>   |
| 種類 | 方面、車線及び出口の予告                                                                                             | 方面、車線及び出口の予告                                                                                              | 方面及び出口                                                                                                     |
| 番号 | ( 111 - A )                                                                                              | ( 111 - B )                                                                                               | ( 112 - A )                                                                                                |
| 標識 |  <p>( 245 × 350 )</p> |  <p>( 180 × 320 )</p> |  <p>( 270 × 350 )</p> |
| 種類 | 方面及び出口                                                                                                   | 出口                                                                                                        | 出口                                                                                                         |
| 番号 | ( 112 - B )                                                                                              | ( 113 - A )                                                                                               | ( 113 - B )                                                                                                |
| 標識 |  <p>( 200 × 320 )</p> |  <p>( 195 × 240 )</p> |  <p>( 295 × 150 )</p> |

|                  |    |                |                |                |
|------------------|----|----------------|----------------|----------------|
| 案<br>内<br>標<br>識 | 種類 | サービス・エリアの予告    | サービス・エリアの予告    | サービス・エリアの予告    |
|                  | 番号 | ( 116 - A )    | ( 116 - A )    | ( 116 - B )    |
|                  | 標識 |                |                |                |
|                  | 種類 | サービス・エリア       | サービス・エリア       | サービス・エリア       |
|                  | 番号 | ( 116の 2 - A ) | ( 116の 2 - A ) | ( 116の 2 - B ) |
|                  | 標識 |                |                |                |
|                  | 種類 | 非常電話           | 待避所            | 非常駐車帯          |
|                  | 番号 | ( 116の 2 )     | ( 116の 3 )     | ( 116の 4 )     |
|                  | 標識 |                |                |                |
|                  |    | ( 90 × 60 )    | ( 90 × 60 )    | ( 90 × 60 )    |

|    |                                                                                                     |                                                                                                  |                                                                                                     |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 種類 | 駐車場                                                                                                 | 駐車場                                                                                              | 登坂車線                                                                                                |
| 番号 | ( 117 - A )                                                                                         | ( 117 - B )                                                                                      | ( 117の2 - A )                                                                                       |
| 標識 | <br>( 60 × 60 )    | <br>( 90 × 60 ) | <br>( 60 × 160 ) |
| 種類 | 登坂車線                                                                                                | 都道府県道番号                                                                                          | 都道府県道番号                                                                                             |
| 番号 | ( 117の2 - B )                                                                                       | ( 118の2 - A )                                                                                    | ( 118の2 - B )                                                                                       |
| 標識 | <br>( 90 × 240 ) |              |                |
| 種類 | 都道府県道番号                                                                                             | 総重量限度緩和指定道路                                                                                      | 総重量限度緩和指定道路                                                                                         |
| 番号 | ( 118の2 - C )                                                                                       | ( 118の3 - A )                                                                                    | ( 118の3 - B )                                                                                       |
| 標識 |                  |              |                |

|    |                                                                                     |                                                                                      |                                                                                                      |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 種類 | 高さ限度緩和指定道路                                                                          | 高さ限度緩和指定道路                                                                           | 高さ限度緩和指定道路                                                                                           |
| 番号 | ( 118の4 - A )                                                                       | ( 118の4 - B )                                                                        | ( 118の4 - C )                                                                                        |
| 標識 |    |    |                   |
| 種類 | 高さ限度緩和指定道路                                                                          | 道路の通称名                                                                               | 道路の通称名                                                                                               |
| 番号 | ( 118の4 - D )                                                                       | ( 119 - A )                                                                          | ( 119 - B )                                                                                          |
| 標識 |  |  |                 |
| 種類 | 道路の通称名                                                                              | 道路の通称名                                                                               | まわり道                                                                                                 |
| 番号 | ( 119 - C )                                                                         | ( 119 - D )                                                                          | ( 120 - A )                                                                                          |
| 標識 |  |  | <br>( 30 × 45 ) |

|                  |    |                                                                                     |                                                                                      |                                                                                       |
|------------------|----|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 警<br>戒<br>標<br>識 | 種類 | 警戒標識の寸法                                                                             |                                                                                      |                                                                                       |
|                  | 標識 |   |                                                                                      |                                                                                       |
|                  | 種類 | 形道路交差点あり                                                                            | 右（又は左）方屈曲あり                                                                          | 信号機あり                                                                                 |
|                  | 番号 | （ 201 - A ）                                                                         | （ 202 ）                                                                              | （ 208の 2 ）                                                                            |
|                  | 標識 |  |  |  |
|                  | 種類 | 落石のおそれあり                                                                            | 路面凹凸あり                                                                               | 合流交通あり                                                                                |
|                  | 番号 | （ 209の 2 ）                                                                          | （ 209の 3 ）                                                                           | （ 210 ）                                                                               |
|                  | 標識 |  |  |  |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |                                                                                    |                                                                                    |                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 種類 | 車線数減少                                                                              | 幅員減少                                                                               | 二方向交通                                                                                 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 番号 | ( 211 )                                                                            | ( 212 )                                                                            | ( 212の 2 )                                                                            |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 標識 |   |  |    |
| 補助<br>標識                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 種類 | 補助標識の寸法<br>( 注意事項 ( 510 ) を除く。 )                                                   | 種類                                                                                 | 注意事項                                                                                  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 番号 |                                                                                    | 番号                                                                                 | ( 510 )                                                                               |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 標識 |  | 標識                                                                                 |  |
| 備考<br>1 本標識板<br>(1) 寸法<br>ア 寸法が図示されている本標識板については、図示の寸法（その単位はセンチメートルとする。以下同じ。）を基準とする。<br>イ 高速道路等に設置する案内標識で、地名が表示されているものについては、地名を表示する文字の字数の多少により図示の横寸法を拡大し、又は縮小することができる。<br>ウ 高速道路等に設置する案内標識については、図示の寸法の3倍まで拡大することができる。<br>エ 高速道路等に設置する警戒標識については、設計速度が60キロメートル毎時以上の高速道路等に設置する場合にあっては図示の寸法の2倍まで、設計速度が100キロメートル毎時以上の高速道路等に設置する場合にあっては図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。<br>オ 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場（117 - A ）、（ 117 - B ）」を表示する案内標識に |    |                                                                                    |                                                                                    |                                                                                       |

については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。

カ 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場（117 - A）、（117 - B）」、「都道府県道番号（118の2 - A）」、「総重量限度緩和指定道路（118の3 - A）、（118の3 - B）」、「高さ限度緩和指定道路（118の4 - A）、（118の4 - B）」及び「まわり道（120 - A）」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては図示の寸法（(1)オに規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の寸法）の1.3倍、1.6倍又は2倍に拡大することができる。

キ 高速道路等以外の道路に設置する「登坂車線（117の2 - A）、（117の2 - B）」、「都道府県道番号（118の2 - B）、（118の2 - C）」及び「道路の通称名（119 - A）、（119 - B）、（119 - C）、（119 - D）」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の1.5倍又は2倍に拡大することができる。

ク 高速道路等以外の道路に設置する「道路の通称名（119 - A）、（119 - B）、（119 - C）、（119 - D）」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法を、高速道路等以外の道路に設置する「道路の通称名（119 - C）」を表示するものについては縦寸法を拡大することができる。

## (2) 文字等の大きさ等

ア 本表に記載されている本標識板の文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。

イ 高速道路等以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向（103 - A）、（103 - B）」、「入口の予告（104）」、「方面、方向及び道路の通称名の予告（108の3）」、「方面、方向及び道路の通称名（108の4）」、「著名地点（114 - B）」、「非常電話（116の2）」、「待避所（116の3）」、「非常駐車帯（116の4）」、「登坂車線（117の2 - A）、（117の2 - B）」、「都道府県道番号（118の2 - B）、（118の2 - C）」、「総重量限度緩和指定道路（118の3 - A）、（118の3 - B）」、「高さ限度緩和指定道路（118の4 - A）、（118の4 - B）」、「道路の通称名（119 - A）、（119 - B）、（119 - C）、（119 - D）」及び「まわり道（120 - A）、（120 - B）」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあっては、その100分の65の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に拡大することができる。

| 設計速度（単位 キロメートル毎時） | 文字の大きさ（単位 センチメートル） |
|-------------------|--------------------|
| 70以上              | 30                 |
| 40、50又は60         | 20                 |
| 30以下              | 10                 |

ウ 「方面、方向及び道路の通称名の予告（108の3）」及び「方面、方向及び道路の通称名（108の4）」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、(2)イの規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。

エ 「著名地点（114 - B）」を表示する案内標識の文字の大きさは、10センチメートルを標準とする。

オ 「市町村（101）」、「都府県（102 - A）、（102 - B）」並びに「方面、方向及び距離（105 - A）、（105 - B）、（105 - C）」、「方面及び距離（106 - A）、（106 - B）、（106 - C）」、「方面及び車線（107 - A）、（107 - B）」、「方面及び方向の予告（108 - A）、（108 - B）」、「方面及び方向（108の2 - A）、（108の2 - B）、（108の2 - C）、（108の2 - D）、（108の2 - E）」、「方面、方向及び道路の通称名の予告（108の3）」、「方面、方向及び道路の通称名（108の4）」、「方面及び出口の予告（110 - A）、（110 - B）」、「方面、車線及び出口の予告（111 - A）、（111 - B）」、「方面及び出口（112 - A）、（112 - B）」及び「著名地点（114 - A）、（114 - B）、（114 - C）」を表示する案内標識に、それぞれ市町章、県章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。

カ 都市高速道路等に設置する「方面及び方向（108の2 - A）、（108の2 - B）、（108の2 - C）、（108の2 - D）、（108の2 - E）」を表示する案内標識に路線を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、経由路線を表す記号については日本字の大きさの1.6倍以下、方面としての路線を表す記号については日本字の大きさの0.9倍以下の大きさとする。

キ 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場（117 - A）、（117 - B）」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。

ク 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(ア) 案内標識

縁は、高速道路等以外の道路に設置するもので、「待避所（116の3）、（116の4）」、「駐車場（117 - A）、（117 - B）」及び「まわり道（120 - B）」を表示するものについては9ミリメートル、「都道府県道番号（118の2 - A）」、「総重量限度緩和指定道路（118の3 - A）、（118の3 - B）」及び「高さ限度緩和指定道路（118の4 - A）、（118の4 - B）」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線（117の2 - A）、（117の2 - B）」を表示するものについては10ミリメートル、「都道府県道番号（118の2 - B）、（118の2 - C）」及び「道路の通称名（119 - A）、（119 - B）、（119 - C）」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

(イ) 警戒標識

縁及び縁線は、12ミリメートルとする。

## 2 補助標識板の寸法

(1) 図示の寸法を基準とする。

(2) 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

静岡県移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める規則をここに公布する。

平成24年 3 月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

静岡県規則34号

静岡県移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める規則

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 歩道等（第 3 条 - 第 9 条）

第 3 章 立体横断施設（第10条 - 第15条）

第 4 章 乗合自動車停留所（第16条・第17条）

第 5 章 路面電車停留場等（第18条 - 第20条）

第 6 章 自動車駐車場（第21条 - 第31条）

第 7 章 移動等円滑化のために必要なその他の施設（第32条 - 第36条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年静岡県条例第26号）第 5 条の規定に基づき、県が管理する県道（以下「道路」という。）を新設し、又は改築する場合における移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この規則で使用する用語は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）で使用する用語の例による。

第 2 章 歩道等

（歩道）

第 3 条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

（有効幅員）

第 4 条 歩道の有効幅員は、静岡県が管理する県道の構造の技術的基準を定める規則（平成24年静岡県規則第 号。以下「構造規則」という。）第11条第 3 項に規定する値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、構造規則第10条第 2 項に規定する値以上とするものとする。

3 歩道等の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（縦断勾配）

第 5 条 歩道等の縦断勾配は、5 パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8 パーセント以下とすることができる。

（歩道等と車道等の分離）

第 6 条 歩道等には、車道等又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは15セ

ンチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

- 3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくはさくを設けるものとする。

(高さ)

第7条 歩道等(縁石を除く。)の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

- 2 前項の高さは、乗合自動車の停留所(以下「乗合自動車停留所」という。)及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

(横断歩道に接続する歩道等の部分)

第8条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とするものとする。

- 2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車いす使用者が円滑に転回できる構造とするものとする。

(車両乗入れ部)

第9条 第4条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち構造規則第26条第2項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。

### 第3章 立体横断施設

(立体横断施設)

第10条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、移動等円滑化された立体横断施設を設けるものとする。

- 2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

- 3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

(エレベーター)

第11条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) かごの内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。)にあっては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。
- (3) かご及び昇降路の出入口の有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、前号に該当するエレベーターにあっては、80センチメートル以上とすることができる。
- (4) かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号に該当するエレベーターにあっては、この限りでない。
- (5) かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご

外からかご内が確認できるようにすること。

- (6) かご内に手すりを設けること。
- (7) かご及び昇降路の出入口の開扉時間を延長する機能を設けること。
- (8) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- (9) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (10) かご内及び乗降口には、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- (11) かご内及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用するものは、点字を表示すること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。
- (12) 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とすること。
- (13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路(その踊り場を含む。以下同じ。)は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、設けないこと。
- (4) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (5) 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を表示すること。
- (6) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (7) 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。
- (8) 傾斜路の両側には、立ち上がり部及びさくその他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、さくその他これに類する工作物を設けること。
- (10) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以下ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊り場を設けること。

(エスカレーター)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) 上り専用のエスカレーターと下り専用のエスカレーターをそれぞれ設置すること。

- (2) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。
- (4) 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとすること。
- (5) くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとすること。
- (6) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
- (7) 踏み段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、60センチメートル以上とすることができる。

(通路)

第14条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めると。
- (2) 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。
- (3) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (4) 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を表示すること。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 通路の両側には、立ち上がり部及びさくその他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(階段)

第15条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。
- (2) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (3) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を表示すること。
- (4) 回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であることその他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (5) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- (7) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (8) 階段の両側には、立ち上がり部及びさくその他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場

合においては、さくその他これに類する工作物を設けること。

(10) 高さが3メートルを超える階段にあつては、その途中に踊り場を設けること。

(11) 踊り場の踏み幅は、直階段にあつては1.2メートル以上とし、その他の階段にあつては当該階段の幅員の値以上とすること。

#### 第4章 乗合自動車停留所

##### (高さ)

第16条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とするものとする。

##### (ベンチ及び上屋)

第17条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替する施設が存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

#### 第5章 路面電車停留場等

##### (乗降場)

第18条 路面電車の停留場(以下「路面電車停留場」という。)の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、乗降場の両側を使用するものにあつては2メートル以上とし、片側を使用するものにあつては1.5メートル以上とすること。
- (2) 乗降場と路面電車の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。
- (3) 乗降場の縁端と路面電車の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、路面電車の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さくすること。
- (4) 横断勾配は、1パーセントを標準とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (6) 乗降場は、縁石線により区画するものとし、その車道側にさくを設けること。
- (7) 乗降場には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

##### (傾斜路の勾配)

第19条 路面電車停留場の乗降場と車道等との高低差がある場合においては、傾斜路を設けるものとし、その勾配は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (2) 横断勾配は、設けないこと。

##### (歩行者の横断の用に供する軌道の部分)

第20条 歩行者の横断の用に供する軌道の部分においては、軌条面と道路面との高低差は、できる限り小さくするものとする。

## 第6章 自動車駐車場

### ( 障害者用駐車施設 )

第21条 自動車駐車場には、障害者用駐車施設を設けるものとする。

- 2 障害者用駐車施設は、当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けるものとする。
- 3 障害者用駐車施設の数、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とするものとする。
- 4 障害者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。
  - (1) 有効幅は、3.5メートル以上とすること。
  - (2) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

### ( 障害者用停車施設 )

第22条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、障害者用停車施設を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 障害者用停車施設は、当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けるものとする。
- 3 障害者用停車施設は、次に定める構造とするものとする。
  - (1) 車両への乗降の用に供する部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とするほか、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。
  - (2) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

### ( 歩行者の出入口 )

第23条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

- (1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口の有効幅は、1.2メートル以上とすること。
- (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を1.2メートル以上とする自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

### ( 通路 )

第24条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。
- (2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
- (3) 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

### ( エレベーター )

第25条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）

を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 前項のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口に近接して設けるものとする。

3 第11条第1号から第4号までの規定は、第1項のエレベーター（前項のエレベーターを除く。）について準用する。

4 第11条の規定は、第2項のエレベーターについて準用する。

（傾斜路）

第26条 第12条の規定は、前条第1項ただし書の傾斜路について準用する。

（階段）

第27条 第15条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

（屋根）

第28条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第24条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

（便所）

第29条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とするものとする。

(1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

(2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

(3) 男子用小便器を設ける場合は、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けること。

(4) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

2 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第30条 前条第2項第1号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

(1) 第24条に規定する通路から便所に至る経路における通路のうち1以上の通路は、同条各号に定める構造とすること。

(2) 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(4) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

(5) 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(6) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に定める構造とするものとする。

(1) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

(3) 腰掛便座及び手すりを設けること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 第1項第2号、第5号及び第6号の規定は、前項の便房について準用する。

第31条 前条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第29条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

#### 第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設

##### (案内標識)

第32条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

##### (視覚障害者誘導用ブロック)

第33条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との色の輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックが敷設された箇所のうち、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

##### (休憩施設)

第34条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替する施設が存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

##### (照明施設)

第35条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該

歩道等及び立体横断施設の路面等の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

- 2 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面等の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

（防雪施設）

第36条 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第3条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて高齢者、障害者等の安全な通行を確保するための道路の部分の設けることができる。
- 3 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条第1項及び第3項並びに第9条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する歩道等の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を1メートルまで縮小することができる。
- 5 第7条の規定による基準をそのまま適用することが地形の状況その他の特別の理由により適当でないと認められるときは、当分の間、当該基準によらないことができる。
- 6 第9条の規定の適用については、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、当分の間、同条中「2メートル」とあるのは、「1メートル」とする。